

## 第2回大阪市障害者施策推進協議会 会議録

古松係長：【開会】

壺阪局長：【あいさつ】

古松係長：【出席者紹介、資料確認他】

右田会長：皆さん、こんにちは。年度末のことのほか忙しい時に参席いただき、本当にありがとうございます。それでは、前置きが随分長くなっているが、ただ今事務局からあったように、閉会が16時と限られているが、もう、昨年10月にかなりの部分の資料をお目通しいただいて、それに加えて、その後の担当部局または代表の方々意見を踏まえた上での本日の資料になっているので、進行についてよろしくご協力いただくようお願いする。先ほど局長のあいさつにもあったが、いわゆる整備法が4月から全面施行されるし、もう名前も耳にしていると思うが、国においても、障害者総合支援法というネーミングで障害者自立支援法に代わる制度の構築に向けての検討が、かなり急ピッチで進められているように聞いている。そういう変化を目前にし、そして、局長の説明にもあったが、大阪市の財政のかなり厳しい状況の中で、本日手元に届いているような、24年度からの意気込みを込めた資料・内容になっているので、その辺りも十分汲み取っていただき、本日、限られた時間で大変恐縮であるが、皆さん方からの積極的な意見をいただきたいと思う。そして、これをさらに今後の施策の方向に取り込んでいただきたいと願っている、よろしく願います。

今も申したように、この膨大な資料は、すでに手元に届いていると思うので、もう一度、お手元の今日の次第の議題をご覧いただきたいと思う。大きく6件ほど議題が並んでいるが、早速だが、議題1から事務局に説明をお願いして進めさせていただきたいと思うので、よろしく願いたい。

中島課長：【資料に沿って議題1、議題2について説明】

右田会長：ありがとうございました。大変細かい数字のところまで、細部にわたり説明いただいた。もう思い出していただいたかと思うが、1の議題は後期計画の進捗状況で、前回すでにお聞き及びの点もあろうかと思う。それについては、若干、見込み数と実績に開きがある項目も見られる訳だが、しかし、先ほど最後の説明にあった達成率というか進捗率の高さに、改めて努力の結果を思う訳だが、いかがだろうか。質問があれば、どうぞ。

大谷委員：資料2の1-2なのだが、平成22年度の削減数が1,587で、23年度が1,557だったら、この数字が85.2になっているのは、数字の入れ違いか？

中島課長：これは削減計画なので、23年度までに1,557人に削減していくということなので、21年度が1,631人。年々、年数ごとに減ってきているので。削減数で言うと173。

古松係長：1,557を目標にしている、1,557になるまでの削減数に対して、どこまで削減できたかという達成率になっているので、こういった数値となっている。

大谷委員：1,557が目標値だ。平成22年度は1,587ということだ。

古松係長：減っていくほど達成率は上がっていく。1,557までになると100%だ。

右田会長：ちょっと見ただけではわかりにくいかもしれないが、要するに、1,557のところに来れば100%、これは、もうひと頑張りというところだ。数字が細かいので、事前に読んでいただいているとしても、今のようになちょっと勘違いをしそう。数字に若干いろいろあっても、全体の動きとしては、相当の当事者の人々の努力ももちろんだし、それから、大阪市当局の頑張りもここに如実に出ていると見てよろしいのではないかと思うので、細かい見込み数、実績についてお気づきの点があれば、事務局までお申し出いただくこととして、とりあえず、今後また、国も新たな動向も見られる訳なので、この計画に沿って、さらに適切に進めていただくということをお願いして、次の議題に移らせていただく。では、次の議題。今、1、2をまとめて報告していただいているので、議題3について、ここもまた、専門部会の方々のご苦勞が大変あったように聞いているが、事務局からよろしく願います。

中島課長：【資料に沿って議題3について説明】

右田会長：ありがとうございました。ただ今、専門部会の活発な議論、これは、回数を見ていただいても相当厳しい会議であったように見受けるが、その結果、今、後半で出てきた地域自立支援協議部会で、地域密着型の、まさに地域福祉といわれる分野の方向を見通しながらの、各区の業務受託予定法人の一覧が、資料3-1で説明をいただいた。それだけではなくて、資料3-2にある、それをさらに後方支援でサポートしていく基幹障害者相談支援センターで、早くから伝統のあるピア大阪等が果たしてきた役割も生かしながら、その後方支援をやっていこうという、そういう二段構えの今後の取り組みについて説明いただいた。それで、いかがだろうか。これについての質問・意見があればお出しいただくように。

西滝委員：確認なのだが、基幹型の相談支援センターはピア大阪が担うという意味の資料だろうか？

中島課長：ピア大阪については、この3月末で終了とさせていただく。早川福祉会館の中でピア大阪を実施していたが、これは廃止になるが、新たに基幹相談支援センターを立

ち上げて、先ほど申しあげた、各区相談センターへの後方支援、啓発・広報、地域移行といった役割をここに担っていただこうと考えている。

右田会長：私の引き取り方の発言がまずかったか、私も、従来持っていた機能を生かしながらという風に申しあげた。

中島課長：従来の機能も生かしながら、新たなセンターとしての役割を付加して、後方支援の機能だとか地域移行の機能だとか、そういった新たな機能も付加しながら、新たな基幹相談支援センターとして実施していきたいと考えている。

山崎委員：具体的に3月で閉めるという話だが、次の名称がはっきりしているのか、また、人員、スタッフ等、具体的なことを。4月からといたら、もういくらもないが、具体的なところを聞かせてもらえるか。

中島課長：4月からの基幹相談センターの件だが、今、予定しているのは、障害者福祉・スポーツ協会に委託して、早川福祉会館の場所に、新たな基幹相談支援センターという名称で事業開始をしたいということで、準備を進めているところだ。

右田会長：ということだ。そして、各区の支援をしていくということだ。だから、二重に当事者に対する支援を、そして地域での生活が可能になるような、また問題解決をしていこうという路線での整備ということですね？そういう理解でよろしいのですね？決してなくすということではなく、機能は十分生かして行くと、それでよろしいのですね？

中島課長：はい、結構だ。

右田会長：よろしいだろうか。これは大きな一つのうねりだと思うので、ただ今の質問も貴重な質問だと思う。それでは、ここまでの4月からの新たな相談支援体制について説明があったが、その取り組みの方向というのもあったが、しっかり個別的ないろいろな支援を取り組んでいただきたいと思います。それで、次の議題に移らせていただくが、次期大阪市障害者支援計画・障害福祉計画の素案について、これも、10月の時点でパブリックコメントをもらうという話があったので、そのパブリックコメントの結果についてということで、報告をお願いします。

中島課長：【資料に沿って議題4、議題5について説明】

右田会長：ありがとうございました。先ほども申したように、パブリックコメントを十分整理いただいて、ご覧いただいた資料のとおりまとめられているが、それを踏まえて、今後の制度の見直し等にそれを入れ込んでいこうということだし、それから、パブリックコメント素案の若干の修正点もご覧いただいたと思う。それから、資料6に基づいての次

期大阪市障害者支援計画・障害福祉計画の案については、精査の上で若干の見込み量の数値目標の上方修正を行ったとの修正の説明があった。単純な文言については、特に問題もなかったように思うが、大変なボリュームなので、それぞれお気づきの点も多々あるかと思うが、どうしても今聞いておきたいというところの意見をお出しいただきたいと思う。第1部、第2部各論、第3部障害福祉計画と、おおまかに三つに分かれているが、どこからでも結構なので、意見をいただきたいと思う。

西滝委員：書き方の問題かと思うが、4ページだ。線が引いてあるところだが、24年4月までに障害者自立支援法を改正するという言い方は、ちょっと変ではないかと思っている。24年3月に国会には出されているが、平成24年4月までに自立支援法が改正されるということは決まっていないので、平成24年4月というのを消した方がいいかと思う。

東一部長：24年4月までにというのは正確ではないと思うので、この24年4月までにという表現については消して調整させていただきたいと思う。

右田会長：ということなので、よろしく願います。他にいかがでしょうか。

西滝委員：8ページ、4の権利擁護のところだが、文章の2行目、それぞれの生活の場面で必要な合理的配慮に注意して、施策の推進をめざします。これは、権利条約の考え方にはちょっと合わないと思う。変えたとしたら、それぞれの生活の場面で必要な合理的配慮の義務を遵守して、施策の推進、そういう言い方が権利条約の考え方に合っていると思う。これは、単なる配慮、おせっかいの範囲ではないかと思う。

右田会長：ありがとうございます。今、事務局は回答されるか？もう一度権利条約の表現を慎重に読んでいただいて、若干の修正をしていただくと。私から言うのもおかしい。どうぞ、事務局から答えてください。

東一部長：私どもは、合理的配慮に留意したということで、そういった趣旨も含めて表現している、権利条約の内容も踏まえて表現していると捉えている。意見をいただいたことについては、中で検討させていただきたいと思うが、そういった動きも踏まえて、こんな表現をとらせていただいたということについては、ご理解いただきたいと思う。

西滝委員：ちょっとひっかかるところがある。18ページの(3)虐待防止のための取り組みのところだ。私は知らなかったのだが、虐待防止センターが障害者の相談支援センターに変わることを、どこで、誰が、いつ、何を根拠に決めたのか知らないなので、説明をしていただきたいと思う。

東一部長：変わるということではなくて、区の障害者相談支援センターにおいて、虐待の通報・届け出窓口を担当いただくということで、通報・届け出窓口となるということに

については虐待防止センターの位置付けということで表現している。だから、変わったとか変わっていないということではなくて、区の障害者相談支援センターが、通報・届け出窓口となるということで、虐待防止センターの機能を併せ持つということで、こういう表現にしている。これは、大阪市としての今後の方向性ということで、こういった表現でさせていただきます。

西滝委員：相談支援センターに虐待の通報をするというのはやりにくい。財政的な理由で二つを一つにまとめた方がいいという考え方には、少し抵抗を感じている。いかがだろうか？

東一部長：イのところに表現があるように、虐待対応については区保健福祉センターが、一義的には通報・届け出窓口となる。ただ、区保健福祉センターだけではなくて、行政以外の通報・届け出窓口の設置も必要だということで、区の相談支援センターが虐待通報・届け出の窓口になるということで規定している。あわせて、虐待対応については、家族調整も含めて、いろいろな生活支援がついて回る。そういった形の障害者支援も一体的にやっていくということが虐待対応の基本なので、そういった面も含めて、区の障害者相談支援センターが、そういった障害者の支援もあわせてやっていくということで、役割を果たしていただきたいと考えている。

西滝委員：現在、虐待が起こるのは、半分以上が家族、次に4分の1ぐらいが施設の中で虐待が行われているということで、相談支援センターとして家族の相談もやっている上に、施設のつながりも深いところが、通報するというのは勇気がいるのかなとも思っている。とにかく、相談支援と虐待防止は、性格的に別ではないかという気持ちを持っている。大阪市がこういう方向で進めると決めた訳なので、仕方がないことだ。

大谷委員：虐待防止センターというのは、虐待防止法に基づく名称、市町村が第一義的には通報義務ということで、名称として出している訳だ。ただ、その名称については、市町村がそれぞれ違う名称を用いるということは可能だ。それで、今おっしゃっている点について、これは高齢者の方の包括も、虐待通告と相談と、窓口が一つになっている。通報だけでは救えないので、そういうものを一体的に運用する方が、より効果的だろうというもくろみで、多分、作られた仕組みだろうという風に私は解釈している。

右田会長：ちょっと私も発言させていただきたいと思うが、今の発言があって、多分、回を重ねた専門部会で、この議論はあったのではないかと思った。今後は、どうしても、地域包括との関連も踏まえながら、障害を持っている人だからといって、別に窓口ということだけでは、いくら窓口があっても、結局たらい回しというか。新しい方向としては、やはり地域で皆が守り、サポートし、そして問題があった時に、やはり行政の責任があるから、こうお願いしたいし、こうしないといけないのではないかと。先ほど、国際的な考え方ということも言われたが、そういうことも学習しながら、これから新しい道に進んで

いくという時代に入っているのではないか。そういう議論が、多分、専門部会ではあったのではないかと思うのだが、その辺り、事務局、どうなのか？その辺の議論を踏まえて、こういう表現、こういう方向と、私はこれを読んで、専門部会の細かい議論を知らないの、わかっていないかもわからないので、今の発言が間違っていたら、言って欲しい。

東一部長：大谷委員は自立支援部会のまとめをやっていただいている、この点については皆さん方に議論いただいたところだ。虐待防止法は今年の10月から施行されるので、それまでに細かなマニュアルについては詰めていく必要があると思っているが、虐待の発見というのは、地域にいる人間の義務というか、虐待を見聞きしたら必要などころにきちっとつないでいくというのは、高齢者、子ども、障害者、当たり前のことなので、そういった地域をつくっていく中で、その地域の中心となって、区役所・保健福祉センターが障害者の支援と一緒に取り組んでいくという枠組を、区の中でつくっていくということの中で、障害者が地域で安心して住んでいただけるような枠組を作っていくということで進めていければと思っている。

西滝委員：高齢者のイメージに合わせた形になっているのだなあとということで、なるほど、納得した。

右田会長：ありがとうございます。いずれにしても、大きな今後の基本的な課題なので、質問をありがとうございます。それでは、先ほど申したように、総論部分、各論部分、それから障害福祉計画と分けなくて、どこからでも結構なので、意見をいただきたいと思う。質問も結構だ。

西滝委員：27ページのことなのだが、(3)施設入所への対応について、下から3行目辺りに書いてあるのだが、私は、施設入所が真に必要な人には保障しなければいけないという考え方を持っている。見出しは施設入所への対応だが、文章を読むと、門前払いの雰囲気がある。施設入所はなしで、頭から地域生活に決めている。見出しと内容が少し合わないように思っている。入所を希望する重度の障害者は、まず相談支援センターではなく、区保健福祉センターがしっかりと対応して、受給者の手続きをとって、その上で、相談支援センターにつないでというように、希望する人には施設に入れるイメージで書いて欲しいと思っている。

中島課長：今、施設からの地域移行というのが、大きな課題として上がってきている。今回の計画策定に向けても、新たにワーキングを設置して、施設にも調査させていただきながら、施設から地域に移行していただく施策をどう進めていくかを検討しながら、この項を書かせていただいている。その中で、施設入所についても、ここに書いている、本来、重度の人で施設入所が必要な人については当然いるかとは思っているのだが、やはり、在宅で生活し続けられるというのが今の障害者施策の大きな流れ、柱であるので、地域で生活し続けるところを柱にしながらか、施設入所が真に必要な人への支援になるようにという

形で表現させていただいている。サービスの利用にあたっては各区保健福祉センターが対応する訳だが、今回、各区に設置した区の障害者相談支援センターでも、施設入所ではなくて在宅で生活できる人については、それをし続けていただけるように、支援をつなげていくことが、各区の障害者相談支援センターとして役割を担っていただきたいということで、こういう表記にさせていただいている。

右田会長：大谷委員、この辺、何か議論があったのではないと思うが、少し補足していただけるか？

大谷委員：27 ページの上から 3 行目に、「新たに施設に入所される方もおられることから」ということで、これは否定している訳ではないので、そういうニーズ、思いには対応させていただくということも、ここでは記載されている。ただし、いろいろな人がいるので、本当に本人が施設入所を望んでいるのか、あるいは、周りが、本人の思いとは別に進めているのか、そこを精査しないといけないので、真に必要な人に対しては提供するということは、ここに書かれているということだ。

右田会長：この最後の 2 行で、今おっしゃったことが含まれているように、私も理解した。各種サービスにつなげていけるようにということが、施設入所が必要な人には、地域でもできる限りのことはするけれども、もちろん施設入所がどうしても必要な場合には、それも一種のサービスとしてつないでいくという意味がここに入っている訳だ。

大野町子委員：センテンスが長い。「なるよう」というところで切ったらいい。文章の書き方はお任せするが、ともかく、ここは誤解されやすいような文章だ。

右田会長：両方に取れるという心配だ。それでは、その辺はニュアンスのところもあるので、事務局に一任して、西滝委員にも直接意見を聞いていただいて、今日のところは一任していただくということでよろしいか？他によろしいか？点字の資料が多いので、ご苦労いただいていると思うし、何か意見があるような感じもしているのだが、よろしいだろうか？それでは、ありがとうございました。若干、表現がもし必要であれば、もう少し詰めていただくと。

西滝委員：たくさん意見を言って申し訳ないが、幹部がおそろいなので意見を言いたい。41 ページの住みよい環境づくりというところだが、交通局関係だ。少し前に工事が終わったのだが、北巽の駅がよい例だと思う。なにかというと、駅にエレベーターが一つというのがほとんどだが、エレベーターが古くなって修理をする間、北巽の場合は 20 日間、エレベーターが使えないということがあり、車いすの人が、北巽の駅ではなくて、一つ前か一つ向こうの駅まで行かなければならなかったというのがある。車いすの人だけではなくて、歩行が困難な人も不便だったと思う。国の基準、ガイドラインを読んでも、駅のエレベーターは 1 台以上とあるのだが、1 台ではなく 1 台以上、2 台が普通という考え

方なのだが、大阪市の駅はやっと1台エレベーターが付いた。一つが止まってしまうと、本当に他の方法がないという実態がある。要綱か何かで1台と決めているのであれば、それを1台以上に変えるとか、複数エレベーターを作る環境があるかなあと私は思っている。交通局の人がいるので、この場で意見として申し上げておく。

中島課長：伝えておく。

右田会長：ありがとうございました。他にいかがか？それでは、次の議題、6番目になるが、地域支援調整チームからの要望に対する回答について、事務局から願います。

中島課長：【資料に沿って議題6について説明】

右田会長：ありがとうございました。これも多くの要望、提言が盛り込まれている。何かお気づきの点、意見があれば、どうぞ。山崎委員、よろしいか？点字は量が多いので、見にくい。なかなかフォローするのが。これは、教育、保健、いろいろなところに関連した意見も随分出ている。いかがだろうか？

西滝委員：この関係の他のことでも申し上げてよいだろうか？（とりあえず、ご発言をどうぞ。）医療のことなのだが。大阪市総合医療センターは非常に立派な施設だと思っているが、残念ながら、コミュニケーション支援については少し弱いと思っている。例えば、先だって、虐待問題があったのだが、ドクター、看護師、本人のコミュニケーションができずに、医者が虐待を発見できなかった、わかっているのだが伝えられなかった。やはり、診察の時のコミュニケーションが大切だと思う。手話通訳について言えば、医療センターでアルバイトという形で通訳が来ているのだが、アルバイトでは技術的にも未熟な面があり、条件も悪い。日本に誇れる大阪市の医療センターだから、手話通訳も、しっかりした正職の、レベルの高い人を採用していただきたいと、前から思っているのだが、この中に医療センターの人がいたので、聞いていただけたらいいかなあとって申し上げた。

右田会長：ありがとうございました。役所はどうしても縦割りになりがちなのだが、当事者からの意見というのは、このように実際に必要なところを、なんとか縦割りでなくて、必要なところをいろいろ工夫していただきたいと。それも、いただきたいというだけではなく、当事者も、何らかの形で知恵を出しながら、その隙間を埋めていこうという気持ちで発言していただいたと思うので、立派な施設であるだけに、内容的にも一層立派なものにしていきましょうという意見だ。それはまさに、障害者施策となっているが、ただ行政の施策だけではなくて、自分たちも一緒にやっっていこうという気持ちの表れではないかと伺ったので、病院関係の方、今後よろしく検討いただくように。担当の事務局からもよろしくお伝えください。ということで、私の判断とさせていただきます。他にいかがか？

今の点、医療の問題が出ているが、中尾委員、何か意見があれば。やはり、医療の現場では、そういうことがしばしば起きているように聞いているが。

中尾委員：障害者の虐待防止法が一番最後に成立したということなのだが、児童虐待にしろ、高齢者の虐待にしろ、医療機関を受診した時にはできるだけ早く虐待を発見するように、あるいは通告するようにというのは、すべての医療機関がそういう目で見える方向で、これから研修を進めていくということになるのだろうと思う。ご存じのように、虐待した人が虐待を受けた人を近くの医療機関に診せに行くことはほとんどない。基本的には、市総合などの大きなところに連れて行くことが非常に多いので、救急の現場や大学病院、市総合みたいな大きな病院でも、虐待に対してきっちりと対応していただくということも、今後協力を進めて行きたいと思っている。病院の中の話は、病院局がやっていただければいいと思う。医療機関としては、その方向で今後進めていきたいと思う。

右田会長：ありがとうございます。どうぞよろしく願います。やはり、一般の市民としては、ドクターの発言、提案は非常に大きいものだから、先ほどの意見も出たのだと思う。今後ともよろしく願います。他にいかがか？さっきの議題でも、何か思い出したということがあれば、結構だが。

中尾委員：地域福祉計画が棚上げになっているというのはよくわかるのだが、これは高齢の方でも話が出たのだが、この各区の地域支援の調整チームから出てくる提言・要望を見てみると、各区ごとで非常に特性のある問題点もあるのだが、共通の問題点もあると思う。今後、区長の権限強化になっていくことによって、各区ごとでちょっと違うような施策が講じられるということが起こると、非常に区間での格差が出てくる感じがする。高齢福祉に関しても、介護事業にしても、障害者福祉に関しても、やはり大阪に住んでいたら、どこに住んでいても同じような基準で、同じようなサービスを受けられるという方向性を持って、こういう部分については、局が区をリードしていくというスタンスが非常に大切だろうと思っている。オール大阪でといわれているので、そこの部分を十分配慮いただければと思う。これを見ても、高齢も同じなのだが、西成区がものすごくたくさん要望・提言を出してくる。そこを考えると、声の小さい区がなおざりにされないようお願いしたいと思う。

右田会長：ありがとうございました。基本的な考え方の問題に触れていただき、ありがとうございました。

山崎委員：基本的ということだが、一番根本の、今国会に出されている、障害総合支援法という名前になったようだが、国も、これで新しい法律を作ったとは思っていないと思うが、私たちから見ると、一部改正でしかない。資料の中にも、計画を3年で見直す、6年で見直す、国の方もそうなっているようだが、大阪市として積極的に、我々もこれから声を出して行くが、障害者というのはどうしても、公約とは大きく外れて、本当に残念だ

と。私も 31 日から東京に行くが、おそらく、日本盲人会連合でもこういう話になると思うが、私たちは非常に残念に思い、怒りを覚えている次第だ。だから、大阪市としても、なるべく積極的に私たち障害者ともっと対話をもっていただいて、こういう会をもっていただくのもありがたいが、当事者の生の声を積極的に聞いていってほしいと願う次第だ。

右田会長：いろいろ積極的な意見をありがとうございました。いくつか修正・検討という含みもあったので、これについては、事務局と私で調整させていただくということで、本日の内容については議事録できちっと残していただいているので、それも一つの資料として、今後の施策展開に生かしていただきたいと思う。

それでは、これで本日予定されていた議事について終了した。議題として上がっているのは 6 点だったが、その他は何かあるか？ よろしいか？ それでは、これですべて終了した。ご協力、ありがとうございました。事務局にお返しするので、よろしく願います。

東一部長：皆さまには、本当に熱心に審議いただき、ありがとうございます。今、山崎委員からも、次の改正法についての意見もいただいた。大阪市議会の方でも、国に、骨格提言を踏まえた形の新しい法律をとという意見書も、早い段階で出させていただいている。行政サイドとしては、整備法もあるが、こういった国の新しい動きをきちんと捉えて、施策の推進に努めてまいりたいと考えている。また、中尾委員からもいろいろ意見をいただいた。私ども、障害者施策の基本のところについては、やはりセーフティネットというか、どこにいても同じ形で押さえておく必要があると考えている。ただ、それぞれの地域の中で取り組んでいただくことについては、地域の中で議論いただいて、それぞれ特色ある取り組みが進めば、それも障害者にとって非常にいいことではないかと思っているので、そういった点も踏まえて、今後議論を進めていくものと考えている。今日ご審議いただいた次期大阪市障害者支援計画・障害福祉計画については、今日の審議を踏まえて、3 月末策定として手続きを進めてまいりたいと考えている。案が取れた段階で、皆さま方に報告させていただきたいと思っている。あわせて、市政だより、ホームページなどで広く周知を図ってまいりたいと考えているので、よろしく願います。最初に局長があいさつの中で申し上げたが、大阪市は厳しい状況であるが、私どもはこの計画に沿って、着実な施策の推進に努めてまいりたいと考えているので、引き続きご協力いただくようお願いして、本日の閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。